

4 市川市物品購入一般競争入札実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、市川市が発注する物品購入における一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象物品)

第2条 対象とする物品は、原則として1件当たりの購入予定額が150万円を超える物品で、かつ、一般競争入札により購入することが適する物品とする。

(制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格要件)

第3条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な要件は、市川市物品購入業者資格要件等設定要領に基づき決定するものとする。

(公告等)

第4条 公告は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6並びに市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第97条の規定に定めるところにより行うものとし、その公告形式は、様式第1号を用いるものとする。

2 前項の公告は、市川市公式webサイト若しくは千葉県電子自治体共同運営協議会が運営する「ちば電子調達システム」のwebサイトに掲載する方法により、公表するものとする。

3 第1項の公告の期間は、次条に定める申請期間とする。

(申請期間)

第5条 物品購入の入札参加申請期間は、次のとおりとする。

予定価格	2千万円以上	2千万円未満
申請期間	公告日を含め14日以上	公告日を含め7日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、予定価格が2千万円以上の公告の期間は、7日以内に限り短縮することができるものとする。

2 次条で定める郵送による場合は、前項の規定にかかわらず申請期間内に申請書等が到着するよう最終の消印日を定めることができるものとする。

(資格審査申請)

第6条 物品購入の入札に参加しようとする者は、次に定める書類に必要事項を記載し、前条の申請期間内に持参または郵送により提出するものとする。

(1) 一般競争入札参加申請書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 前2号に定めるもののほか、資格審査に必要と認めた書類

(資格審査)

第7条 前条の申請を受けたときは、提出された申請書等に基づき名簿を作成し、その適格の有無の審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、適格であると決定された者（以下「適格者」という。）については、一般競争入札参加資格者証（以下「資格者証」という。様式第4号）を交付するものとする。なお、資格者証の交付は、原則として資格審査申請期限後10日以内に行うものとする。

3 第1項の審査の結果、適格でないと決定された者（以下「不適格者」という。）については、その旨を不適格者に連絡し、前項の規定に基づく適格者に対する資格者証の交付の日から5日以内に一般競争入札参加不適格理由書（様式第5号）を送付するものとする。

(設計図書の閲覧等)

第8条 物品購入の積算に必要な設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧又は貸出は、あらかじめ指定した期間に行うものとする。

2 前項の設計図書等の閲覧又は貸出を受けようとする者は、所定の事項を記入し、閲覧又は貸出を受けるものとする。

(質疑の回答)

第9条 入札に関しての質疑がある場合は、質疑書（様式第6号）に質疑内容を記入のうえ、持参又はファクシミリ若しくは電子メール等により提出するものとする。

2 質疑に対する回答は、質疑書提出期限後速やかにファクシミリ又は電子メール等で行うものとする。なお、質疑及び回答の全部を、適格者全員に対し閲覧に供するものとする。

(予定価格の設定)

第10条 予定価格の設定者は、市川市事務決裁規程（昭和62年11月14日訓令第4号）別表第2に定める者とする。

(見積期間および入札の執行日)

第11条 入札価格作成のための見積期間は、公告開始の日の翌日から起算して、次の各号に定める購入予定額1件の予定価格の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、5日以内に限り期間を短縮することができる。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 購入予定額が5千万円以下の場合 | 10日以上 |
| (2) 購入予定額が5千万円を超える場合 | 15日以上 |

2 入札の執行日は、前項の規定に基づく見積期間の最終日の翌日以降とする。

(入札保証金)

第12条 入札に参加する者の見積もる入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めさせなければならない。ただし、入札に参加する者が公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を納めさせないことができるものとする。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
 - (2) 過去2年間に本市、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者
 - (3) 過去2年以内に本市と物品（本市における「入札参加資格審査申請に関する説明書」の物品の「営業種目」に記載されたもの）にかかる契約を1件以上誠実に履行した実績を有する者
- 2 前項の入札が単価による場合の入札保証金の額は、入札に参加する者の見積もる入札金額（税込み）に仕様書で定める予定数量を乗じて得た額の100分の5以上とする。

（入札の執行）

- 第13条 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書（様式第7号）を作成し、本人の記名押印のうえ、封書にして自己の名を表記し、入札の日時に入札の場所へ提出しなければならない。
- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第8号）に記名、押印の上、提出しなければならない。
 - 3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
 - 4 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

（入札の取りやめ等）

- 第13条の2 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（入札の無効）

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 同一人がした2以上の入札書による入札
 - (3) 入札者が連合して作成した入札書による入札
 - (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書による入札
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札
- 2 前項に定める無効な入札書による入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

（内訳書の提出）

- 第15条 入札の際には、必要に応じて入札書の提出とともに内訳書を提出させるものとする。ただし、次条による再度の入札の場合はこの限りでない。

（再度の入札）

- 第16条 再度の入札は、1回を限りとする。この場合、初度に入札をした最低入札価格を読みあげたのち、再度の入札を行わせるものとし、入札書の封書は要しないものとする。
- 2 第7条で定める資格審査の結果、適格者が1人である場合及び入札者が1人となった場合も前

項と同様とする。

(落札者の決定)

第17条 開札の結果、予定価格以内の最低の価格をもって入札した者を落札者として決定し、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。この場合において、最低の価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

2 くじの方法は、最低の価格をもって入札した者に対し、最初にくじを引く順番をくじにより決定し、その決定した順に再度くじを引かせ、当籤したものを落札者とする。

(予定価格等の非公表)

第18条 予定価格並びに提出された一般競争入札参加資格審査申請書の申請者名、適格者名及び不適格者名は、入札執行前に公表しないものとする。

(入札結果の公表)

第19条 入札が終了し、受注者が決定した場合は、市川市物品購入入札契約に係る情報公開に関する事務運用要領の規定により入札内容及び契約内容を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。